

ふれあい倶楽部会則

(目 的)

第 1 条 この会則は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、センター事業の推進に協力し、並びに会員の福利厚生を増進及び相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 名称は、ふれあい倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、健康の増進、教養の向上に関する事業
- (2) 本会の目的に適合する事業で、センターから協力要請されたもの。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第 4 条 本会は、センターの正会員及び賛助会員で構成する。

(役 員)

第 5 条 本会の役員は、センター地域班組織設置規程（平成 6 年 11 月 8 日施行）第 4 条に定める地域の班長をもって構成する。

2 役員の中に、次のとおり役職を設置する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 監 事 2 名

3 前項第 1 号及び第 2 号については、センターの理事のうちから互選し、第 3 号は役員の中から互選する。第 4 号については、役員の中から 1 名を互選し、残る 1 名はセンターの職員をもって充てる。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を行う。

4 監事は、会計事務を監査する。

(役員会)

第7条 役員会は、役員の半数以上の出席（委任状を提出したものを含む。）により成立する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が議長を務める。

3 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

4 役員会は、次の事項を決定する。

(1) 本会の会則の改廃に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(3) 本会の運営上、特に重要な事項に関すること。

(事業部会)

第8条 事業を執行するため、事業部会を設置する。

2 第5条第2項に定める役職者を除くすべての役員は、事業部会に所属する。

3 事業部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、役員または会員の中から会長が選任する。

4 オブザーバーとして、ひまわりの会から各事業部会に2名ずつ配置する。

(事業部会長会)

第9条 事業部会長会は、第5条第2項第1号から第3号に定める役職者及び第8条第3項に定める事業部会の部会長で構成し、半数以上の出席（委任状を提出したものを含む。）により成立する。

2 事業部会長会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が議長を務める。

3 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

4 事業部会長会は、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び収支予算の承認に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 各事業部会の調整に関すること。

(4) その他、運営上の事項に関すること。

(役員任期)

第10条 役員任期は、センター定款（平成24年4月1日施行。以下「定款」という。）第26条に規定する役員任期を準用する。

(顧問及び相談役設置)

第11条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、定款第22条第2項に定める理事長及び副理事長をもって充て、相談役は、会長が役員会に諮って選任する。

(会計)

第12条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 第3条に定める事業に必要な経費に充てるため、事業部会長会で定めた額を一部負担金として、会員から徴収することができる。

3 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務長)

第13条 本会の事務を処理するため、事務長を置く。事務長は、会長が選任する。

(補則)

第14条 この会則に定めのないこと、及び疑義が生じたときは、会長が事業部会長会に諮り、定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(旧ふれあい倶楽部会則の廃止)

ふれあい倶楽部会則（平成24年4月1日施行）は、平成26年3月31日をもって廃止する。